高福第７９５号

令和６年１１月８日

各養護老人ホーム

各特別養護老人ホーム　　施設長　様

各軽費老人ホーム

埼玉県福祉部高齢者福祉課長

草野　敏行（公印省略）

令和７年秋の褒章及び叙勲について（照会）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和７年秋の褒章及び叙勲の被表彰者の推薦に向けて手続を進めてまいりますので、貴施設関係者で下記１の推薦要件を満たす者がいる場合は、下記２の書類を御提出の上、御推薦いただきますようお願いいたします。

記

１　被表彰者の推薦要件

（１）褒章

ア　藍綬褒章

（ア）社会福祉施設の長

以下の全てを満たす者

a 社会福祉施設の長としての経験１５年以上（令和７年１１月３日現在）

b 知事表彰受賞者（※後述）

c 優れた事績を上げた者

d 原則現職の者※（令和７年１１月３日現在）

（イ）社会福祉法人を運営する者（理事長）

aからeの全てを満たし、fからiまでのいずれかに該当する者

a 理事長としての経験が１５年以上（令和７年１１月３日現在）

b 社会福祉法人を設立した者

c 知事表彰受賞者（※後述）

d 優れた事績を上げた者

e 原則現職の者※（令和７年１１月３日現在）f 多数の社会福祉施設を開設した者

（社会福祉法第２条に定める社会福祉事業を多数に渡り実施（受託を含む）  
したことを含む。）

g 実質的な施設長として現場業務に従事した者

h 医師として、当該施設における医療業務に従事した者

ただし、病院長、医師会役員等として叙勲又は褒章の候補者となり得る者を除く。

i その他、社会福祉法人運営上、顕著な功績を有する者

イ　黄綬褒章

aからcの全てを満たし且つ、dかeのいずれかを満たす者

a 寮母・指導員・看護師等、入所者と直接接することを本務とする業務に  
　２０年以上従事した者（令和７年１１月３日現在）

b 優れた事績を上げた者

c 原則現職の者※（令和７年１１月３日現在）

d 知事表彰受賞者（※後述）

e 厚生労働大臣表彰受賞者

※褒章については、原則現職の者を候補者とすることとなっております。但し、当該職を辞してから概ね１年以内の者であれば候補者として推薦可能な場合があります。その場合は、事前にご連絡ください。

　（２）　叙勲

ア Ⅰ類

aからdの全てを満たし、かつeからｇのいずれかを満たす者

a 過去に春秋叙勲を授与されたことのない者

b 褒章受章者（紺綬及び紅綬を除く。）の場合は、褒章受章後に、特に著しい功績が認められ、かつ受章後５年を経過している者

c ７０歳以上（令和７年１１月３日現在）

d 知事表彰受賞者（※後述）

e 第１種社会福祉施設の施設長２０年以上（令和７年１１月３日現在）

f 第２種社会福祉施設の施設長２５年以上（同上）

g 団体役員

　市郡レベルの理事以上、おおむね２０年以上あり、かつ県レベルの理事以上（原則、副会長以上経験者）１０年以上（同上）

イ　Ⅱ類

以下の全てを満たす者

a 過去に春秋叙勲を授与されたことのない者

b 褒章受章者（紺綬及び紅綬を除く。）の場合は、褒章受章後に、特に著しい功績が認められ、かつ、受章後５年を経過している者

c ５５歳以上（令和７年１１月３日現在）

d 知事表彰受賞者（※後述）

e 介護職員・寮母・指導員等、入居者と起居を共にし、日常生活の介護指導を行う業務に２０年以上従事した者（令和７年１１月３日現在）

※知事表彰受賞者…「社会福祉大会」で表彰された者

知事表彰と同じく社会福祉大会で表彰される「会長表彰」や、当課で実施している「埼玉県介護職員等永年勤続表彰」は対象ではありません。

２　提出書類

同じ様式番号でも、褒章用と叙勲用では違いがありますので御注意ください。

（１）褒章（黄綬・藍綬褒章）

・様式２　褒章審査票

・様式３　功績概要

・様式５　団体の規模及び事業概況等調

（「社会福祉法人を運営する者（理事長）」のみ）

・別紙１　褒章候補者に係る優れた事績の概要

・（現職以外の者を推薦する場合）元職の者を推薦する理由書（A４・１枚程度）

(２）叙勲（Ⅰ類）

・様式２　叙勲審査票

・様式３　功績概要

・様式５　団体の規模及び事業概況等調（「団体役員」のみ）

（３）叙勲（Ⅱ類）

・様式１　叙勲審査票

・様式３　功績概要

各様式（記載例含む）は埼玉県ホームページからダウンロードしてください。  
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/akihyoushou.html

３　提出方法及び提出先

以下のアドレス宛にメールで提出してください。（締切厳守）

メールアドレス：a3240-07@pref.saitama.lg.jp

４　提出期限

令和６年１１月２７日（水）必着

担　当：施設・事業者指導担当　平井

ＴＥＬ：０４８－８３０－３２４７

ＦＡＸ：０４８－８３０－４７８１